

西濃用水第三期地区
環境配慮保護移動移植他検討業務

特 別 仕 様 書

東海農政局西濃用水第三期農業水利事業所

項 目	内 容	備 考
<p>第1章 総 則 (適用範囲) 第1-1条</p> <p>(目 的) 第1-2条</p> <p>(場 所) 第1-3条</p> <p>(土地への立入り等) 第1-4条</p> <p>(低入札価格契約における第三者照査) 第1-5条</p>	<p>本業務の施行に当たっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。)によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この仕様書によるものとする。</p> <p>本業務は、国営西濃用水第三期土地改良事業計画で定められた環境配慮計画(以下「環境配慮計画」という。)及び過年度に計画作成した生物の保護移動・移植計画(案)を基に、生物の保護移動・移植を行うものである。 また、生物の保護移動・移植と併せて環境学習会を実施することから、運営補助を行うものである。</p> <p>本業務の対象とする場所は、岐阜県大垣市福田町地内であり、別添位置図に示すとおりである。</p> <p>作業実施のための土地の立入り等は、共通仕様書第1-16条によるが、発注者の許可無く土地の踏み荒らし、立木伐採等を行った場合の補償は、受注者の責任において処理するものとする。</p> <p>(1) 予算決算及び会計令(以下「予決令」という。)第85条の基準に基づく価格(以下「調査基準価格」という。)を下回る価格で契約した場合には、受注者は「業務請負契約書第11条照査技術者」及び「共通仕様書第1-7条照査技術者及び照査の実施」については、受注者が自ら行う照査とは別に、受注者の責任において共通仕様書を基本とする第三者の照査(以下「第三者照査」という。)を実施しなければならない。</p> <p>(2) 第三者照査の企業に要求される資格</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 予決令第98条において準用する予決令第70条及び第71条の規定に該当していないこと。 2) 東海農政局において、令和7・8年度一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていること。 3) 東海農政局長から、建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中ではないこと。 4) 共通仕様書第1-30条守秘義務を遵守できるものであること。 5) 中立的、公平な立場で照査が可能な者であること。なお、第三者照査を実施するものは受注者との関係において、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。 <ul style="list-style-type: none"> ア 資本関係 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 親会社と子会社の関係にある。 (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある。 イ 人的関係 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねてい 	

項 目	内 容	備 考
<p>(履行確実性評価の達成状況の確認) 第 1 - 6 条</p> <p>(業務概要) 第 1 - 7 条</p>	<p>る。</p> <p>(3) 第三者照査を行う照査技術者に要求される資格 第三者照査を行う照査技術者は、受注者が配置する照査技術者と同等の能力と経験を有する以下の者であること。 ○ 照査技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者 ○ 照査技術者と同等の技術者資格を有する者</p> <p>(4) 照査技術者の通知 受注者は、自ら行う照査の他に、第三者照査を行う照査技術者を定め発注者に通知するものとする。</p> <p>(5) 照査計画 受注者は、第三者の照査方法について、自ら行う照査とあわせて業務計画書に照査計画として、具体的な照査時期、照査事項等を定めなければならない。 また、照査結果及び照査状況については、その都度監督職員に報告しなければならない。</p> <p>(6) 報告書原稿作成段階時打合せへの立会 特別仕様書第 4-1 条業務打合せに示す打合せのうち、報告書原稿作成段階での打合せ時には、第三者照査を行う照査技術者も立ち会うものとする。</p> <p>(7) 第三者照査の照査技術者の AGRIS 登録 共通仕様書第 1-12 条の農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス (AGRIS) の登録に当たっては、第三者照査を行った照査技術者の実績登録は認めない。</p> <p>(8) 契約不適合責任 引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものであるときは、業務請負契約書第 41 条のとおり、受注者に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができるものであり、第三者照査を実施したものが責任を負うものではない。</p> <p>本業務の受注に当たり、調査基準価格を下回る金額で受注した場合には、履行確実性評価の審査で提出した追加資料について、業務実施状況を踏まえた実施額に修正し、これを裏付ける資料とともに、業務完了検査時に提出するものとする。その上で、提出された資料をもとに以下の内容について履行確実性評価の達成状況を確認し、その結果を業務成績に反映させるものとする。 なお、業務完了検査時まで提出されない場合には以降の提出を受け付けず、業務成績評定に厳格に反映させるものとする。</p> <p>(1) 審査項目 a) ~ c) において、審査時に比較して正当な理由なく必要額を下回った場合 (2) 審査項目 d) において、審査時に比較して正当な理由なく再委託額が下回った場合 (3) その他、業務計画書等に示された、実施体制、実施手順、工程計画が正当な理由なく異なる等、業務実施体制に関する問題が生じた場合 (4) 業務成果品のミス、不備 等</p> <p>本業務の概要は、次のとおりである。</p>	

項 目	内 容	備 考																						
<p>(一般事項) 第 1 - 8 条</p> <p>(管理技術者) 第 1 - 9 条</p> <p>(担当技術者) 第 1 - 10 条</p> <p>(配置技術者の確認) 第 1 - 11 条</p>	<p>(1) 事前準備 (2) 生物の保護移動・移植 (3) 生物の保護移動・移植結果のとりまとめ (4) 環境学習会運営補助 (5) 点検とりまとめ</p> <p>業務請負契約書、共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。</p> <p>(1) 作業実施の順序、方法等は監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図るものとする。 (2) 受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員が資料の提出を求めたときには、速やかにこれに応じるものとする。</p> <p>管理技術者は、共通仕様書第 1-6 条第 3 項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="467 929 1286 1424"> <thead> <tr> <th>資 格</th> <th>技術部門</th> <th>選択科目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">技術士</td> <td rowspan="3">総合技術監理</td> <td>農業－農業土木又は農業農村工学、農村地域計画、農村環境又は農村地域・資源計画</td> </tr> <tr> <td>建設－建設環境</td> </tr> <tr> <td>環境－全ての選択科目</td> </tr> <tr> <td>農業</td> <td>農業土木又は農業農村工学、農村地域計画、農村環境又は農村地域・資源計画</td> </tr> <tr> <td>建設</td> <td>建設環境</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">博士</td> <td>環境</td> <td>全ての選択科目</td> </tr> <tr> <td>農学</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">シビルコンサルティング マネージャ</td> <td>農業土木</td> <td></td> </tr> <tr> <td>建設環境</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>担当技術者は、共通仕様書第 1-8 条によるものとする。</p> <p>共通仕様書第 1 - 11 条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第 1 - 12 条に基づく技術者情報の登録に当たっては、次によるものとする。</p> <p>(1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載する。 なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。</p> <p>(2) 農業農村整備事業測量調査設計業務情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とする。</p>	資 格	技術部門	選択科目	技術士	総合技術監理	農業－農業土木又は農業農村工学、農村地域計画、農村環境又は農村地域・資源計画	建設－建設環境	環境－全ての選択科目	農業	農業土木又は農業農村工学、農村地域計画、農村環境又は農村地域・資源計画	建設	建設環境	博士	環境	全ての選択科目	農学		シビルコンサルティング マネージャ	農業土木		建設環境		
資 格	技術部門	選択科目																						
技術士	総合技術監理	農業－農業土木又は農業農村工学、農村地域計画、農村環境又は農村地域・資源計画																						
		建設－建設環境																						
		環境－全ての選択科目																						
	農業	農業土木又は農業農村工学、農村地域計画、農村環境又は農村地域・資源計画																						
	建設	建設環境																						
博士	環境	全ての選択科目																						
	農学																							
シビルコンサルティング マネージャ	農業土木																							
	建設環境																							

項 目	内 容	備 考																								
(保険加入) 第 1 - 12 条 第 2 章 作業条件 (設計条件) 第 2 - 1 条 (参考図書) 第 2 - 2 条 (貸与資料) 第 2 - 3 条 (参考図書及び貸与資料の取扱い) 第 2 - 4 条	<p>受注者は、設計共通仕様書第 1-37 条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。</p> <p>また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。</p> <p>本業務の実施に当たっては、以下の事項に留意して作業を進めるものとする。</p> <p>(1) 本業務の実施に当たっては、事前に作業方法及び具体的な工程計画を立案し、監督職員及び監督職員が指示する者と十分な打合せを行い、手戻りのないよう留意しなければならない。</p> <p>(2) 業務に従事するものは、十分な経験を有するものでなければならない。</p> <p>(3) 本業務を実施するに際し、労働安全衛生法等の諸法令等を遵守して行うものとする。</p> <p>(4) 本業務において受注者が原因となり生じた第三者との紛争は受注者の責任において処理しなければならない。</p> <p>本業務の実施に当たり参考にする図書は、共通仕様書第 2-1 条によるほか次の図書とし、これ以外の図書を参考とする場合は監督職員と打ち合わせるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="470 1097 1316 1344"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>発行所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農業農村整備事業計画作成便覧</td> <td>農業農村整備事業計画研究会</td> </tr> <tr> <td>環境との調和に配慮した事業実施のための調査計画・設計の手引き</td> <td>農林水産省</td> </tr> <tr> <td>環境との調和に配慮した事業実施のための調査計画・設計の技術指針</td> <td>農林水産省</td> </tr> </tbody> </table> <p>本業務の貸与資料は次表のとおりとし、これ以外に必要な資料があるときは監督職員と打ち合わせるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="470 1500 1316 1836"> <thead> <tr> <th>分 類</th> <th>貸 与 資 料</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">業務報告書</td> <td>令和 6 年度 西濃用水第三期地区 環境配慮モニタリング調査他計画作成業務</td> <td>1 式</td> </tr> <tr> <td>令和 7 年度 西濃用水第三期地区 環境配慮モニタリング調査他検討業務</td> <td>1 式</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">計画</td> <td>国営西濃用水第三期土地改良事業計画</td> <td>1 式</td> </tr> <tr> <td>国営かんがい排水事業 西濃用水第三期地区 環境配慮計画</td> <td>1 式</td> </tr> <tr> <td></td> <td>その他必要となる業務報告書</td> <td>1 式</td> </tr> </tbody> </table> <p>第 2-2 条、第 2-3 条及び共通仕様書に示す参考図書及び貸与資料の取扱いは、次のとおりとする。</p>	名 称	発行所	農業農村整備事業計画作成便覧	農業農村整備事業計画研究会	環境との調和に配慮した事業実施のための調査計画・設計の手引き	農林水産省	環境との調和に配慮した事業実施のための調査計画・設計の技術指針	農林水産省	分 類	貸 与 資 料	数量	業務報告書	令和 6 年度 西濃用水第三期地区 環境配慮モニタリング調査他計画作成業務	1 式	令和 7 年度 西濃用水第三期地区 環境配慮モニタリング調査他検討業務	1 式	計画	国営西濃用水第三期土地改良事業計画	1 式	国営かんがい排水事業 西濃用水第三期地区 環境配慮計画	1 式		その他必要となる業務報告書	1 式	
名 称	発行所																									
農業農村整備事業計画作成便覧	農業農村整備事業計画研究会																									
環境との調和に配慮した事業実施のための調査計画・設計の手引き	農林水産省																									
環境との調和に配慮した事業実施のための調査計画・設計の技術指針	農林水産省																									
分 類	貸 与 資 料	数量																								
業務報告書	令和 6 年度 西濃用水第三期地区 環境配慮モニタリング調査他計画作成業務	1 式																								
	令和 7 年度 西濃用水第三期地区 環境配慮モニタリング調査他検討業務	1 式																								
計画	国営西濃用水第三期土地改良事業計画	1 式																								
	国営かんがい排水事業 西濃用水第三期地区 環境配慮計画	1 式																								
	その他必要となる業務報告書	1 式																								

項 目	内 容	備 考
<p>第3章 業務内容 (作業項目及び数量) 第3-1条</p> <p>(作業の留意点) 第3-2条</p> <p>(業務の成果品質 確保対策) 第3-3条</p>	<p>(1) 参考図書及び貸与資料の記載事項で相互に矛盾がある場合、又は解釈に質疑が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <p>(2) 参考図書は、業務作業時点の最新版を用い、業務作業中に改定された場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <p>(3) 貸与資料は原則として、初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか、完了検査時に一括して返納しなければならない。</p> <p>(4) 貸与資料は厳重に保管するとともに、本業務により知り得た情報は他には漏らしてはならない。</p> <p>本業務における作業項目、作業内容及び数量は、別紙1「作業項目内訳表」に示すとおりである。</p> <p>業務の実施に当たって、特に留意する点は次のとおりとする。</p> <p>(1) 第2-2条、第2-3条及び共通仕様書に示す参考図書、貸与資料並びに受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。</p> <p>(2) 作業に必要な地元、関係機関との調整等については、監督職員と十分打合せするものとする。</p> <p>(3) 各種検討等に用いる数値等については、その出典を明示するものとする。</p> <p>(4) 現地調査に当たっては、監督職員及び施設管理者等の関係機関との連絡調整を密に行い、安全かつ効率的に実施できるように配慮しなければならない。</p> <p>契約後業務着手時及び最終打合せ時において、受発注者間の設計方針、条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、管理技術者等の受注者代表は、次の事項及び「業務の成果品質確保対策」(農水省WEBサイト)を十分に理解の上、対応するものとする。</p> <p>(1) 業務確認会議 業務着手時に、管理技術者、担当技術者、事業所長、主任監督員(主催)及び監督員が、設計方針、条件等の確認を一堂に会して実施することにより、業務の円滑な推進と成果物の品質確保を図るものとする。 受発注者間で確認する事項は次のとおりであり、変更する場合がある。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 設計条件・前提条件 2) 業務計画の妥当性 3) スケジュール 4) 設計変更内容 5) その他：資材選定チェック、コスト縮減等 <p>(2) 合同現地踏査 管理技術者、担当技術者、事業所長、主任監督員(主催)及び監督員が、必要に応じて合同で現地踏査を行うことにより、設計条件や施工の留意点、関連事業の情報、設計方針の明確化等、情報共有</p>	

項 目	内 容	備 考
<p>(業務写真における黒板情報の電子化) 第3-4条</p>	<p>を図るものとする。</p> <p>(3) 業務確認会議において確認した事項については、打合せ記録簿に記録し、相互に確認するものとする。</p> <p>黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に業務写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。</p> <p>受注者は、業務契約後に監督職員の承諾を得た上で黒板情報の電子化を行うことができる。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の(1)から(4)によりこれを実施するものとする。</p> <p>(1) 使用する機器・ソフトウェア 受注者は、黒板情報の電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等(以下「機器等」という。)は、電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」(URL https://www.cryptrec.go.jp/list.html)に記載する基準を用いた信憑性確認機能(改ざん検知機能)を有するものを使用するものとする。</p> <p>(2) 機器等の導入 1) 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。 2) 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p>(3) 黒板情報の電子的記入に関する取扱い 1) 受注者は、(1)の機器等を用いて業務写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいものとする。 2) 本業務の業務写真の取扱いは、「電子化写真データの作成要領(案)」によるものとする。 なお、上記1)に示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領(案)6 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。 3) 黒板情報の電子化を行う場合は、従来型の黒板を併用することはできない。 ただし、高温多湿、粉じん等の現場条件により機器の使用が困難な場合は、この限りではない。 4) 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。</p> <p>(4) 写真の納品 受注者は、(3)に示す黒板情報の電子化を行った写真を、業務完了時に発注者へ納品するものとする。 なお、受注者は納品時に URL (https://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index_digital.html) のチェックシステム(信憑性チェックツール)又はチェックシステム(信憑性チェックツール)を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。</p> <p>(5) 費用</p>	

項 目	内 容	備 考
<p>(公開用成果品の作成) 第3-5条</p> <p>第4章 打合せ (打合せ) 第4-1条</p> <p>第5章 成果物 (成果物) 第5-1条</p> <p>(成果物の提出先) 第5-2条</p> <p>第6章 契約変更 (契約変更) 第6-1条</p> <p>第7章 定めなき事項 (定めなき事項)</p>	<p>機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、間接調査費に含まれる。</p> <p>本業務の成果品について、個人情報等の公開すべきでない情報が含まれる場合には、監督職員との打合せに基づき、マスクング等の措置を行い、公開用成果品として、別途とりまとめること。</p> <p>共通仕様書第1-10条による打合せ時期は及び回数については、主として次の段階で行うものとする。 また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。</p> <p>初 回 作業着手の段階 第2回 中間打合せ(秋季の保護移動・移植の段階) 第3回 中間打合せ(冬季の保護移動・移植、環境学習会実施段階) 第4回 中間打合せ(生物の保護移動・移植結果のとりまとめ段階) 最終回 成果品とりまとめ段階</p> <p>なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記打合せの都度内容について、監督職員と相互に確認するものとする。</p> <p>成果物を設計共通仕様書第1-17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。</p> <p>(1) 成果物の電子媒体(CD-R 又は DVD-R) 正副2部 (2) 成果物の出力1部 (電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可) (3) 公開用成果品の電子媒体(CD-R 又は DVD-R) 1部</p> <p>成果物の提出先は、次のとおりとする。 東海農政局 西濃用水第三期農業水利事業所 岐阜県大垣市神田町1丁目1番地 弘光舎ビル7階</p> <p>業務請負契約書第17条から第21条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 第2章に示す「作業条件」に変更が生じた場合 (2) 第3章に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合 (3) 第4章に示す「打合せ回数」に変更が生じた場合 (4) 第5章に示す「成果物」に変更が生じた場合 (5) 履行期間の変更が生じた場合 (6) 関係機関協議等により業務計画等に変更が生じた場合 (7) その他</p>	

項 目	内 容	備 考
第7-1条	<p>この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。</p>	

(別紙1)

作業項目内訳表

作業項目	作業内容	当初数量
1 事前準備		
1-1 資料の検討	環境配慮計画及び貸与資料内容を整理・把握し、作業計画書を作成する。	1式
1-2 現地踏査	生物の保護移動・移植の実施に当たり、必要な現地踏査を実施し、現地の状況等を把握する。	1式
2 生物の保護移動・移植	生物の保護移動・移植の具体的な作業内容を検討し、対象生物等について保護移動・移植を行う。なお、必要となる資機材は受注者において用意するものとする。 対象項目、時期等は別紙2のとおり。	1式
3 生物の保護移動・移植結果のとりまとめ	生物の保護移動・移植結果を取りまとめ、次期以降の方針の検討を行う。	1式
4 環境学習会の運営補助	生物の保護移動・移植（冬季）と併せて高校生等を対象に環境学習会を実施する計画としている。 環境学習会の運営は発注者で行うことから、運営の補助（保護移動・移植作業で採捕した生物の展示、同定作業等を想定）を行う。	1式
5 点検とりまとめ	各作業項目の成果物の点検、とりまとめ及び報告書作成を行う。	1式

(別紙2)生物の保護移動移植の対象項目、時期、回数、作業日数、対象地点

対象項目	時期			作業日数 (想定)	対象地点
	秋季 (10~11月)	冬季 (11月※1)	回数		
魚類		●	1回	2日	福田頭首工
貝類		●	1回	2日	
水生植物	●		1回	1日	
昆虫類		●	1回	1日	

※1：福田頭首工耐震化対策工事（仮称）で実施する鋼矢板による全川締切と合わせて保護移動・移植を行うこととしている。詳細な時期は工事契約後に調整するものとするが、保護移動・移植作業は魚類、貝類、昆虫類、合わせて5日程度を想定している。

※2：昆虫類の移動対象は「ゲンジボタル（幼虫）」としている。

※3：保護移動・移植先は対象地点から5.0 km以内を想定している。